

令和6年度
予算編成方針

令和5年10月5日
総務部財政課

令和6年度予算編成方針

国においては、本年6月16日に閣議決定した『経済財政運営と改革の基本方針2023』において、「我が国の経済は、コロナ禍から経済社会活動の正常化が進み、緩やかに回復している」とする一方で、「世界的な物価高騰とそれに対応する各国金融引き締めによる海外経済の下振れリスク、金融資本市場の変動が我が国の経済に与える影響に十分注意する必要がある」とし、足下の物価高や世界経済の減速等による経済の下振れリスクに万全の対応を図りつつ、持続的な成長と分配の好循環の実現に向けて、国内投資の拡大や研究開発の促進による生産性の向上とともに、価格転嫁を通じたマークアップ率の確保による賃上げを車の両輪として一体的に進めていくとしている。

本市においては、宮古市総合計画に掲げる都市の将来像「『森・川・海』とひとが調和し共生する安らぎのまち」の実現に向けた取組を確実に進めながらも、社会情勢や物価高を背景に人件費、燃料費、光熱費など経常経費の増加が続くと予想されることから、これまで以上に歳入歳出の収支均衡の堅持を意識しながら、将来に向け健全な財政基盤の確立を図る必要がある。

このような中、本市における令和6年度以降の財政状況は、社会情勢が大きく変化する中で、中長期の先行きを見通すことが困難であることに加え、歳入においては、人口減少による市税等の減収が予想される。また、歳出においても、国際情勢や物価高騰等の影響により歳出総額に占める経常経費の増加が見込まれるほか、少子高齢化が進む中での社会保障関係経費や大型事業の実施に伴う公債費など、義務的な経費の増加に加え、公共施設やインフラ施設の長寿命化、老朽化した施設の改修経費の増加などによる財源不足が見込まれる。

特にも、公債費は、令和9年度が償還のピークであり、令和4年度決算の38億円に比べ、約1.2倍の45億円が見込まれることから、持続可能な行財政運営の確立のため、予算の重点化や効率的な執行、施設の再配置等による経常的経費の削減など、財源の大幅な減少を見据えた対応が喫緊の課題である。

このような状況を踏まえて、令和6年度の予算編成においては、宮古市総合計画に掲げる主要事業の実施や社会経済情勢の変化に的確に対応するため、行政評価等の結果を適切に反映することはもとより、限られた財源を有効的に活用するため、知恵を出し合い、既存事業の必要性や費用対効果などを改めて精査し、事務事業の見直しや再構築を図り、限られた財源の重点的な配分に努め、次の事項に十分留意して行うものとする。

記

- 1 令和6年度の一般会計の予算規模は、事業をゼロベースで見直すことにより、総額300億円程度を目標とする。
- 2 新たな事業のみならず既存の事業についても、決して財源の見逃しのないよう国・県の補助制度や各種団体の助成制度の活用について、幅広い視点から検討の上、積極的に財源の確保に努めること。

また、市単独事業で国・県の補助制度がないものについては、関係機関へ積極的に要望を行い、市負担の軽減に努めること。

- 3 社会情勢の大きな変化の中で、中長期の先行きを見通すことが困難な状況にあっても、厳しい財政状況を踏まえつつ、宮古市総合計画を着実に進めるとともに、一般財源に頼ることなく、国や県の各種支援制度を積極的に活用すること。

また、クラウドファンディングや企業からの協賛(企業版ふるさと納税等)などが検討できる事業については、各所属の努力のもとで財源確保の方策をまとめた上で、予算要求すること。

- 4 『宮古市まち・ひと・しごと創生総合戦略』に基づく事業については、『宮古創生』の実現に向け、戦略的かつ着実な事務事業の内容となるよう、十分に精査すること。
- 5 予算要求は、限られた財源・人的資源を最大限活用するため、各部局内で事務事業の必要性、緊急性及び優先度等に加え、目的に対する成果及び手法の妥当性についても検証した上で要求すること。

なお、当初予算は年間予算であることを踏まえ、予算編成後の制度改正や災害への対応等の緊急性のあるもののほか、年度途中で国・県補助の確定・内定、事業計画の変更等の真にやむを得ないものを除き、原則として補正措置は行わないことから、予算の追加が必要とならないよう所要額を算定すること。

加えて、予算の執行過程で生じる入札差金等の残額については、翌年度以降の財源となることから、予算の適正な執行が財源の確保につながることを職員一人一人が常に意識すること。

6 事務事業の企画立案に際しては、市民や市議会等の意見、要望及び監査結果報告等を十分に考慮するとともに、十分な現状把握を行い、実現可能性を慎重に判断した上で、目的の明確化及び目標値の設定を行うこと。

7 本市の将来像の実現に向け、必要な情報の取得や分析を十分に行い、新たな施策の検討に積極的に取り組むこと。

なお、新規施策に要する経費の確保については、既存事務事業の抜本的な見直し、すなわち事務事業の「ビルド・アンド・スクラップ」により対応するよう努めること。

8 予算の調製に当たっては、事業の繰越が会計年度独立の原則の例外であることを十分に認識し、事業ごとに年度内に執行可能な事業量を十分に精査の上、多額な繰越や不用額が生じることがないように特に留意すること。

なお、事業執行が複数年にわたるものについては、債務負担行為などの所要の措置を講じること。

9 部局横断的な行政課題については、関係部局において十分な協議調整を行うこと。

10 施設等の整備及び更新にあたっては、基本計画の段階から運営体制をはじめ、機能面や維持管理面等の将来負担も含め、フルコストで十分な検討を行い、施設等の完成後に維持管理費の増額や予定外の負担が生じないようにすること。

また、施設等の維持管理については、一時に多大な補修等の費用を要することがないように、『宮古市公共施設等総合管理計画』に基づき、長期的視点をもって、適正かつ計画的に行うこと。

- 11 歳入については、受益者負担の原則のほか、他の自治体や民間の事例等を把握した上で適切な使用料等の見直し、貸付金等に係る償還金などの市債権全般にわたる徴収の強化や、市有財産の有効活用などにより、一層の歳入確保に努めること。

また、新規事業・継続事業を問わず、国・県等の補助制度の活用を十分に検討し、新たな財源確保に積極的に取り組んだ上で要求すること。

- 12 扶助費については、対象人数・単価等を的確に把握し、国庫補助等を伴うものについては、制度改正の動向、他の自治体の状況を調査し、市単独のもの（国・県制度への上乗せを含む。）については、制度そのものの継続の合理性について思慮を重ねた上で、自己負担額や支給基準等の見直し・廃止を検討し所要額を適正に見積もること。

- 13 補助金・負担金については、事務事業の成果を検証した上で予算要求すること。

特に、各種団体等に対する負担金及び会費については、支出の目的に照らし、所期の目的を達成した場合や成果が不十分と認められる場合、退会も含め、取り扱いを検討すること。

また、補助金については、補助対象経費を明確にした上で原則精算することとし、厳正な審査の結果、次年度繰越が過大であるなどの状況がある場合は、次年度以降の補助金の減額又は不交付を検討すること。

- (1) 新規の補助金・負担金については、目的、目標値及び計画の見通しを必ず設定し、資料を提出すること。特に新規の補助金については、終期を設定（最長5年）の上、事業の効果を定期的に検証し、事業の終了又は見直しを行い、補助金の適正化を図ること。
- (2) 継続分の補助金・負担金については、漫然と前年と同額ではなく、事業

内容等を十分に精査の上、収支決算書や評価資料（数字によるもの（参加人数や売上げなど）、数字で表現できない場合は文言で表現のこと）を必ず添付すること。